

令和6年11月28日提出

# 令和6年11月定例県議会報告事項

鳥 取 県



## 目 次

報告第 1 号	令和 5 年度鳥取県継続費精算報告書について……………	1
報告第 2 号	議会の委任による専決処分の報告について……………	4
	(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	5
	(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	7
	(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	9
	(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	11
	(5) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一 部を改正する条例……………	13
	(6) 鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部を改正する条例……	15
	(7) 鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例……………	17
	(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	19
	(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	21
	(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	23
	(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	25
	(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	27
	(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	29
	(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	31
	(15) 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例……	33
報告第 3 号	長期継続契約の締結状況について……………	37



## 報告第1号

### 令和5年度鳥取県継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、令和5年度鳥取県継続費精算報告書を次のとおり本議会に報告する。

令和6年11月28日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

# 令和5年度鳥取県継続費精算報告書

款	項	事業名	全体計画				実績				比較					
			年割額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割額と支出済額の差	左の財源内訳			一般財源	
				特 定 財 源	特 定 財 源	特 定 財 源		特 定 財 源	特 定 財 源	特 定 財 源		特 定 財 源				
国庫支出金	地方債	その他	一般財源	国庫支出金	地方債	その他	一般財源	国庫支出金	地方債	その他	一般財源	国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
		防災工 ア 災コ ン	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		行政設 備更 新工 事無 線上 網事 費用	10,669,000	9,000,000	1,669,000	1,538,900	1,000,000	538,900	1,669,000	1,000,000	669,000	1,538,900	8,000,000	8,000,000		1,130,100
		6 防 災 費	6,469,000	5,000,000	1,469,000	15,514,400	13,000,000	2,514,400	1,469,000	13,000,000	154,400	2,514,400	△8,000,000	△8,000,000		△1,045,400
2	総務費	消 防 学 校 費	17,138,000	14,000,000	3,138,000	17,053,300	14,000,000	3,053,300	3,138,000	14,000,000	73,300	3,053,300	30,000,000	30,000,000		84,700
		4	36,839,000	33,000,000	3,839,000	3,311,000	3,000,000	311,000	3,839,000	3,000,000	839,000	3,311,000				3,528,000
		5	43,170,000	38,000,000	5,170,000	75,372,000	66,000,000	9,372,000	5,170,000	66,000,000	9,372,000	9,372,000	△28,000,000	△28,000,000		△4,202,000
		計	80,009,000	71,000,000	9,009,000	78,683,000	69,000,000	9,683,000	9,009,000	69,000,000	1,683,000	9,683,000	2,000,000	2,000,000		△674,000
3	民生費	総施 設環 境改 善事 業費	156,279,000	140,000,000	16,279,000	123,867,600	112,000,000	11,867,600	16,279,000	112,000,000	5,279,000	11,867,600	28,000,000	28,000,000		4,411,400
		2 児 童 福 祉 費	212,836,000	191,000,000	21,836,000	212,835,800	189,000,000	23,835,800	21,836,000	189,000,000	2,835,800	23,835,800	2,000,000	2,000,000		△1,999,800
		計	369,115,000	331,000,000	38,115,000	336,703,400	301,000,000	35,703,400	38,115,000	301,000,000	35,703,400	35,703,400	30,000,000	30,000,000		2,411,600



## 報告第2号

### 議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

令和6年11月28日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

## (1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

西伯郡日吉津村 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金379,005円を支払うものとする。

また、県は、人身損害に対する損害賠償金119,048円を支払うものとする。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

令和6年6月13日

#### (2) 事故発生場所

西伯郡日吉津村大字日吉津地内

(3) 事故の状況

鳥取県米子警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、和解の相手方所有の小型乗用自動車の後方に停止しようとした際、ブレーキ操作を誤ったため前進し、前方で停止していた同車両に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。

## (2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

八頭町

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金47,190円を支払うものとするこ  
と。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

令和6年8月27日

#### (2) 事故発生場所

八頭郡八頭町坂田地内

#### (3) 事故の状況

鳥取県郡家警察署所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、方向転換をするため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が設置する視線誘導標に衝突し、同視線誘導標を破損させたものである。

### (3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

米子市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金75,900円を支払うものとするこ  
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和6年9月14日

(2) 事故発生場所

米子市西町地内

(3) 事故の状況

鳥取県米子警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、方向転換をするため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が設置するポールに衝突し、同ポールを破損させたものである。

## (4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する標識の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

鳥取市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金170,500円を支払うものとする  
こと。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

令和6年9月21日から同月22日までの間（事故発生日は不明）

#### (2) 事故発生場所

鳥取市商栄町地内

#### (3) 事故の状況

県が設置している道路規制標識が根元の腐食により倒れ、和解の相手方が駐車場に駐車していた軽乗用自動車に当たり、同車両が破損したものである。

## (5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和6年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） 事務	別表（第2条関係） 事務
市町村等	市町村等

<p>略</p> <p>24の4 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  (1)～(3) 略  (4) 第16条第1項の規定による必要な措置の勧告  (5) 第16条第2項の規定による勧告に従わない旨及び勧告の内容の公表</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>24の4 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  (1)～(3) 略  (4) 第15条の4第1項の規定による必要な措置の勧告  (5) 第15条の4第2項の規定による勧告に従わない旨及び勧告の内容の公表</p> <p>略</p>	<p>西伯郡伯耆町</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第62号）の施行の日から施行する。</p>		

## (6) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和6年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(県の責務) 第3条 略			(県の責務) 第3条 略		
2	知事は、次に掲げる措置をとるものとする。		2	知事は、次に掲げる措置をとるものとする。	

(1) 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定による第一種大麻草採取栽培者の免許はしない。  
(2)・(3) 略

(1) 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定による大麻草採取栽培者の免許はしない。  
(2)・(3) 略

#### 附 則

この条例は、令和7年3月1日から施行する。

## (7) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和6年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(安全にインターネットを利用できる環境の整備) 第12条の2 略 2・3 略	(安全にインターネットを利用できる環境の整備) 第12条の2 略 2・3 略

4 インターネットに接続する機能を有する機器の販売、頒布、貸付  
け又は交換を業とする者及び特定電気通信による情報の流通によつ  
て発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137  
号）第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者は、その事業  
活動を行うに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェ  
アに関する情報その他青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴するこ  
とを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない  
い。

5～7 略

4 インターネットに接続する機能を有する機器の販売、頒布、貸付  
け又は交換を業とする者及び特定電気通信役務提供者の損害賠償責  
任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137  
号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者は、その事業  
活動を行うに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェ  
アに関する情報その他青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴するこ  
とを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない  
い。

5～7 略

#### 附 則

この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）の  
施行の日から施行する。

## (8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

甲 鳥根県松江市 企業

乙 東京都港区 企業

### 2 和解の要旨

交通事故により生じた損害について

- (1) 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金1,555,500円を甲に支払うものとする。
- (2) 県と乙が契約している賃貸借契約において、県は、当該事故により生じる中途解約金80,740円を乙に支払うものとする。

### 3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和5年12月7日

(2) 事故発生場所

米子市蚊屋地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、渋滞により停止しようとして減速していた和解の相手方甲所有の軽貨物自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

## (9) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

米子市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を5割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金7,084円を支払うものとする。

また、県は、人身損害に対する損害賠償金6,660円を支払うものとする。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

令和6年4月25日

#### (2) 事故発生場所

米子市皆生二丁目地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、一般国道431号の副道を自転車で走行中、側溝の蓋の段差により転倒し、同車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。

## (10) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

岩美郡岩美町 企業

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を9割とし、県は、損害賠償金90,090円を支払うものとするこ  
と。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

令和6年8月2日及び同月9日

#### (2) 事故発生場所

岩美郡岩美町大字浦富地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、普通特種自動車（冷蔵冷凍車）で一般国道178号から沿道の駐車場に出入りした際、ガードレール撤去後の支柱切り残し部分に乗り上げ、同車両が破損したものである。

## (11) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

岡山県美作市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金205,315円を支払うものとする  
こと。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

令和6年7月4日

#### (2) 事故発生場所

倉吉市上井町一丁目地内

#### (3) 事故の状況

鳥取県県土整備部道路局道路建設課の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内の駐車枠から前進した際、右前方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

## (12) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

富山県富山市 企業

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金38,500円を支払うものとするこ  
と。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

令和6年8月1日

#### (2) 事故発生場所

富山県富山市有峰地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている普通乗用自動車を運転中、路外駐車場から道路へ進入しようとして後退した際、道路の縁石に衝突し、同車両が破損したものである。

## (13) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する港湾の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

鳥取市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金133,580円を支払うものとする  
こと。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

令和6年8月5日

#### (2) 事故発生場所

鳥取市賀露町西四丁目地内

#### (3) 事故の状況

和解の相手方が、鳥取港敷地内を普通乗用自動車で行中、側溝の蓋が跳ね上がり、同車両が破損したものである。

## (14) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する学校施設の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

境港市

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金110,561円を支払うものとする  
こと。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

令和6年8月8日

#### (2) 事故発生場所

境港市竹内町地内

#### (3) 事故の状況

鳥取県立境港総合技術高等学校のグラウンドにおいて、部活動をしていた生徒が打った野球ボールが防球ネットを越え、隣接する駐車場に駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に当たり、同車両が破損したものである。



第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

（鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第11条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により県営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第11条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により県営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

（鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和58年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の9第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>
<p>(職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)</p>	
<p>第4条 職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2の8第1項の規定に基づき、知事、法第138条の4第1項に規定する委員会の委員及び委員並びに職員(法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「職員等」という。)の県に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに關し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2の7第1項の規定に基づき、知事、法第138条の4第1項に規定する委員会の委員及び委員並びに職員(法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「職員等」という。)の県に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに關し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

## 報告第3号

### 長期継続契約の締結状況について

鳥取県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年鳥取県条例第12号）第3条の規定に基づき、次のとおり本議会に報告する。

令和6年11月28日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	1台	広島市中区東白島町14番地15号 コニカミノルタジャパン株式会社 支社 中国	月当たり賃借料 5,006円 及び使用1枚当たり 0.51円 カラー 2.83円	令和6年11月15日 ～令和8年10月31日	鳥取県灘く鳥取創造本部観光交流局 交流推進課
2	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	14台	広島市中区東白島町14番地15号 コニカミノルタジャパン株式会社 支社 中国	月当たり賃借料 77,252円 及び使用1枚当たり 0.51円 カラー 2.83円	令和6年11月15日 ～令和8年10月31日	鳥取県総務部統計課 ほか13所属
3	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	1台	広島市中区東白島町14番地15号 コニカミノルタジャパン株式会社 支社 中国	月当たり賃借料 6,202円 及び使用1枚当たり 0.51円 カラー 2.83円	令和6年11月15日 ～令和8年10月31日	鳥取県国土整備部 道路局道路企画課
4	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	5台	広島市中区東白島町14番地15号 コニカミノルタジャパン株式会社 支社 中国	月当たり賃借料 42,420円 及び使用1枚当たり 0.60円 カラー 2.78円	令和6年11月15日 ～令和8年10月31日	鳥取県鳥取港湾事務所 ほか3所属
5	総務部総合事務センター庶務集中課	物品 保守	複合機	5台	広島市中区東白島町14番地15号 コニカミノルタジャパン株式会社 支社 中国	月当たり賃借料 46,760円 及び使用1枚当たり 0.60円 カラー 2.78円	令和6年11月15日 ～令和8年10月31日	鳥取県東部建築住宅事務所 ほか4所属
6	青谷かみじち史跡公園	物品 保守	電話交換機 電話機	1台 4台	鳥取市湖山町南三丁目277番地2 日海通信工業株式会社 鳥取支店	193,837	令和6年11月1日 ～令和7年12月31日	鳥取県立青谷かみじち史跡公園
7	西部総合事務所	物品 保守	ノートパソコン	2台	米子市阿三柳5031番地 株式会社衣笠商会 米子支店	401,280	令和6年10月23日 ～令和10年12月31日	鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所大山普及支所

8	いじめ・不登校 総合対策セン ター	物品 保守	ノートパソコン	7台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	1,993,200	令和6年10月28日 ～令和11年11月16日	鳥取県教育委員会 事務局いじめ・不 登校総合対策セン ター
9	中央病院	物品 保守	複合機	7台	広島市中区東白島町14番地15号 コニカミノルタジャパン株式会社 支社	月当たり賃借料 57,770円(白黒高速機) 15,190円(カラー中速機) 及び使用1枚当たり 黒 0.47円(白黒高速機) 黒 0.47円(カラー中速機) カラー 2.39円(カラー中速機)	令和6年11月16日 ～令和10年12月31日	鳥取県立中央病院





この冊子は 115部作成し、1 部当たりの印刷単価は 900 円です。